

令和3年度 第16回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和4年3月15日（火）**18:30 - 19:30**

会場：レインボーセンター 多目的ホール

1 開 会 **18:30 - 18:32**

2 会長あいさつ **18:32 - 18:35**

3 議 題 **18:35 - 19:15**

【報告事項】

- ・三の輪台いこいの広場プロポーザルによる利活用事業者募集要項(案)について

【協議事項】

- ・令和4年度地域活動支援事業について

4 その他 **19:15 - 19:30**

- ・なおえつ うみまちアートの決算状況等について

- ・次回地域協議会（案）

4月19日（火）午後6時30分～ レインボーセンター 多目的ホール

5 閉 会

三 の 輪 台 い こ い の 広 場
プロポーザルによる利活用事業者募集要項(案)



令和 4 年 3 月

上越市産業観光交流部産業政策課

— 目 次 —

1	募集の趣旨	1	ページ
2	本施設の利活用の方向性	1	ページ
3	対象施設	1	ページ
4	施設活用の形態	2	ページ
5	申込資格	2	ページ
6	申込方法等	2	ページ
7	利活用の条件等	4	ページ
8	利活用事業者（使用許可を受ける者）の 選定方法	5	ページ
9	結果の通知	6	ページ
10	協定の締結	6	ページ
11	事業の提案から使用許可までの流れ	6	ページ
12	その他	7	ページ
13	問合せ先	7	ページ

本施設の利活用を希望される方は、次の各事項を承知の上、お申込みください。

1 募集の趣旨

本施設は、勤労者福祉施設として、市民等が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で心身のリフレッシュを図る施設です。

民間活力を最大限いかした取組により、当施設の更なる利活用を図るため、当施設の利活用を希望する事業者をプロポーザル方式で募集します。

2 本施設の利活用の方向性

キャンプ場として、民間事業者からの提案による管理・運営により、本施設の特長をいかし、利活用を図るものとします。

3 対象施設

(1) 施設の概要

名 称	三の輪台いこいの広場
所在地	上越市大字五智国分 1609-4
面積等	【センターハウス】 鉄筋コンクリート造 354.55 m ² 昭和 60 年建築 【屋外トイレ】2 棟 鉄筋コンクリート造 28.98 m ² 昭和 60 年建築 【東屋】 鉄筋コンクリート造 33.60 m ² 昭和 60 年建築 【炊事場】 鉄筋コンクリート造 31.50 m ² 昭和 60 年建築 【多目的広場】 76,454.29 m ²

都市計画による制限	区域区分：都市計画区域、用途地域：一、防火・準防火：一
施設図面	別紙平面図のとおり
電気・水道	引込みあり
ガス	引込みなし

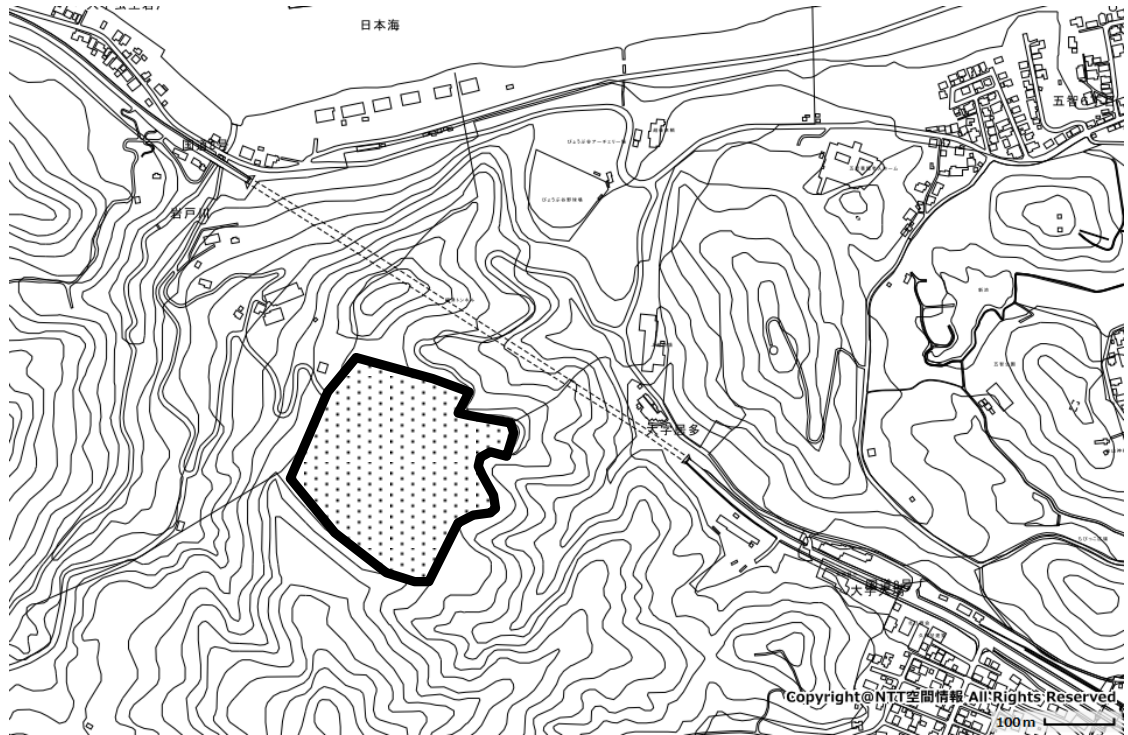
<参考>これまでの運営状況

開館時間	—
休館日	—
現在の利用状況	直営による管理（管理人不在のため、開館時間、休館日等の設定なし）
年間入館者	管理人不在のため、未集計

(2) 建物の保存方針

現状のままでの利活用することを基本とします。ただし、市との協議し、市の承認を得た場合において、活用に必要な最小限の範囲で現状変更が認められる場合があります。詳しくは、7(1) 利活用の条件、7(2) 今後の市の整備予定を確認ください。

(3) 物件位置図



4 施設活用の形態

行政財産の目的外使用許可

※ 許可の開始は、令和4年__月__日を予定しています。許可期間は令和5年__月__日までの予定です。許可の更新については、管理運営上支障がある場合を除き、相談に応じます。

5 申込資格

(1) 申込みができる者は、個人又は法人とします。

※2人以上の連名（共有）による申込みも可能です。

(2) 次の事項に該当する者は、申込みをすることができません。

- ① 成年被後見人
- ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、許可の申請のために必要な同意を得ていない人
- ③ 破産者で復権を得ない人
- ④ 市税を滞納している人又は法人

6 申込方法等

(1) 提出期間及び提出先

施設の利活用を希望する方は、令和4年3月__日（__）から令和4年__月__日（__）まで（土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分）に、必要書類を提出（持参又は郵送）してください。

令和4年__月__日（__）午後__時__分必着

提出先: 〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号 上越市産業観光交流部産業政策課 宛

(2) 提出書類

ア 提案概要説明書（様式1）正本 1部、副本 7部

7(2)に記載されているとおり、今後、市が実施する施設整備の予定はありません。施設の改修が必要な場合は、提案概要説明書（1 利活用方法及び事業内容）にその内容を記載してください（ただし、記載した場合であっても、市が実施できるとは限らない）。

イ 法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票 1部

ウ 法人の場合は定款又は規約（会社概要等を記載したパンフレットがある場合は添付）各1部

エ 申込者が未成年者の場合は保護者、被保佐人又は被補助人の場合は保佐人又は補助人の同意書 1部

オ 法人の場合は営業報告書（直近の事業年度分の財産目録、貸借対照表、損益計算書）1部

カ 個人の場合は確定申告書（平成31年～令和3年の3か年分）の写し 1部

キ 令和3年度納税証明書（住民登録のある市町村又は本社所在地） 1部

ク その他（申込締切後、市が審査に必要として提出を求めた書類） 1部

(3) 提出にあたっての注意事項

① 提案概要説明書提出後の変更等

申込者が提案概要説明書を提出した後は、提案内容の追加及び変更は認めません。ただし、申込者の責めに負わない理由により変更等が必要となった場合において、当市が承諾した場合に限り、当該変更等を認めるものとします。

② 提案概要説明書等提出書類の取扱い

- ・申込者が提出した提案概要説明書等の著作権は、当該申込者に帰属します。ただし、提案概要説明書の公表、展示など当市が必要と認める用途に用いる場合、将来にわたり無償で使用できるものとします。
- ・申込者が当市へ提出した提案概要説明書等は返却しません。
- ・提案内容については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に配慮するものとし、権利侵害により生じる責任は、申込者が負うものとします。

③ 提案内容の公表の禁止

申込者は、提案概要説明書の提出から利活用事業者選定までの期間、自らの提案内容を公表し、宣伝することはできません。

(4) 現地説明会

次の日程で、現地説明会を開催します。なお、現地説明会に参加されなくても、利活用事業の申込みをすることは可能です。

参加希望者は、令和4年3月__日（__）午後__時__分までに、必要事項を記載し、ファックス又は電子メールで申し込んでください（任意様式）。

・日 時：令和4年__月__日（__）午後__時__分

・会 場：三の輪台いこいの広場

・申 込 先：ファックス 025-520-5730 電子メール sangyou@city.joetsu.lg.jp

- ・ 必要事項：①法人等の名称、②参加人数、③担当者氏名、④法人等の住所
⑤法人等の電話番号、⑥担当者連絡先（当日の緊急連絡先）

(5) 質問の受付及び回答方法

三の輪台いこいの広場のプロポーザルによる利活用事業者募集要項に関する質問等は、質問書の持参又は電子メールにより提出してください（任意様式）。

- ア 質問書の提出 令和4年3月__日（__）～__月__日（__）午後__時__分必着
- イ 質問書の提出先 上越市産業観光交流部産業政策課
電子メール：sangyou@city.joetsu.lg.jp
- ウ 回答方法 質問の受付日から概ね5日以内に上越市ホームページに掲載

7 利活用事業の条件等

施設の利活用についての条件等は、次のとおりとします。

(1) 利活用の条件

- ア 三の輪台いこいの広場の利用促進に関する利活用であること。
- イ 施設の利活用が許可された期間は、本件提案に係る事業内容の使用を継続すること。
ただし、事業提案の段階で変更を予定していた場合及び当市と協議し、当市の承認を得た場合を除く。
- ウ 利活用については、勤労者の福祉のための憩いの広場としての機能を有し、現状の変更を希望する場合は、当市と協議し、その承認を得ることが必要であること。
- エ 施設の利活用が許可された期間においては、次の業務を利活用事業者が行うこと。
 - (7) 受付及び施設利用、出入管理に関する業務
 - (4) 施設の管理、運営に関する業務
 - (7) その他市長が必要と認める業務
- オ 行政財産の目的外使用許可による利活用であることから、次に掲げる使用条件が付されること。
 - (7) 使用者は善良な管理者の注意をもって使用財産の維持保存をすること。
 - (4) 使用財産を他に使用収益させ、又は使用目的以外に使用しないこと。
 - (7) 使用財産の現状を変更しようとするときは、事前に理由を付した文書をもって市の承認を受けること。
 - (5) 市は、使用者が使用条件の(7)から(7)までに違反した場合、公用もしくは公共用に使用するため必要とするとき又はこの決定により暴力団を利することとなると認められた場合は、使用期間中であっても、許可を取り消すことができること。
 - (7) (5)の場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないこと。
 - (7) 使用期間が満了したとき、又は市が使用条件の(5)により本許可を取り消したときは、使用者の負担でこれを原状に回復して、市の指定する期限までに返還すること。
- カ 次に掲げる用途や行為については、禁止されること。
 - 禁止される用途
 - (7) 風俗営業及びそれに類する用途
 - (4) 近隣に影響を与えるような異臭・煙及び騒音・振動を発生する用途
 - (7) 危険物の取扱い、貯蔵又は処理をする用途

- (e) 消費者金融、宗教活動又は政治活動を行う用途
- (f) 事務所のみの活用、占用住居等の広く市民等が利用できない用途
- (g) その他市長が不適當であると認める用途

○禁止される行為

- (7) 決められた場所以外での火気の使用（エリア内での直火は不可）
- (8) 敷地内で喫煙すること。
- (9) 市の承認を得ずに、施設、敷地内の現状に変更を加えること。
- (10) その他施設の管理上支障があると市長が認める行為

キ 利活用に当たり、(2)の今後の市の整備予定以外の整備（備品等の用意を含む。）については、原則として利活用事業者の負担とすること（詳細については、選定後の市との協議による。）。

ク 利活用の提案に必要となる費用については、申込者の負担とすること。

ケ その他関係法令、上越市が定めている条例などを順守すること。

(2) 今後の市の整備予定

施設については、現状維持として、市の整備の予定はありません。

(3) 使用許可の期間中も市が行う業務

- ・利活用事業者との連絡・調整とし、施設管理については、原則、利活用事業者が行うものとする（詳細については、選定後の市との協議による）。

(4) 使用料等の額（年額）

- ・使用料：_____円（年額）（予定）
- ・施設管理に係る維持管理経費：電気料金、水道料金、草刈り等については、利活用事業者の負担とします（詳細については、選定後の市との協議による）。

(5) その他

その他この利活用の条件等に定めのない事項については、当市と選定された利活用事業者双方協議の上定めることとします。

8 利活用事業者（使用許可を受ける者）の選定方法

(1) 利活用事業者の選定

利活用事業者（使用許可を受ける者）の選定は、提案概要説明書によるプロポーザル方式とします。なお、事業提案に伴う経費等は全て申込者負担とします。

(2) 提案概要説明書の評価方法

庁内に設置する選定委員会において、(4) 提案概要説明書の評価項目に基づき提出書類の審査、ヒアリングを実施し、使用許可を受ける利活用事業者を決定します。

(3) 審査の視点（概要）

本施設は、市民等が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で心身のリフレッシュを図れる施設として整備を行うものであることから、次の視点に基づき審査を行います。

- ① 自然環境の中で心身のリフレッシュが図られる提案内容であること。
- ② 使用許可期間中において継続が見込まれる事業内容であること。

(4) 提案概要説明書の評価項目

- ① 事業の継続性・安定性
- ② 事業実施に伴うコスト負担

- ③ 集客見込み、交流人口増加への貢献
- ④ アピール事項（その他のアピールする点）

(5) 提案概要説明書の評価項目ごとの配点

提案概要説明書の内容については、①事業の継続性・安定性、②事業実施に伴うインシヤルコストがそれぞれ30点、③集客見込み、交流人口増加への貢献、④アピール事項（その他のアピールする点）がそれぞれ20点とします。

(6) その他

申込数に関わらず、各委員の提案概要説明書の採点の合計が満点の6割に満たない場合は、利活用事業者を選定しない場合があります。

9 結果の通知

選定結果は、各申込者に上越市産業観光交流部産業政策課から通知するとともに、市ホームページで公表します。なお、公表内容は利活用事業者名、選定理由等の講評とします。

10 協定の締結

選定された事業者は、選定後速やかに市と三の輪台いこいの広場の利活用に係る基本協定を締結します。この協定は、行政財産の使用許可とともに、選定された活用事業者と三の輪台いこいの広場の管理区分等の調整を図るために締結するものです。

11 事業の提案から使用許可までの流れ

① 事業の提案（申込み）

↓ 提案概要説明書等の提出

- ・受付期間：令和4年3月__日（__）から令和4年__月__日（__）
（土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分）
- ・受付場所：上越市産業観光交流部産業政策課（上越市木田一丁目1番3号）
※現地説明会は令和4年__月__日（__） 午後__時__分（予定）

② 事業プレゼンテーション及びヒアリング

↓ 令和4年__月__日（__）又は__日（__）（予定）

- ※時間、会場等については、別途申込者へ通知します。
- ※申込が多数となった場合は、変更することがあります。

③ 結果の通知

審査結果について、事業プレゼンテーション及びヒアリング終了後、1週間程度を目途に各申込者へ通知します。

④ 協定の締結

↓ 施設の使用許可に先立ち、選定された利活用事業者と協定を締結します。

⑤ 市との協議

↓ 市と選定された利活用事業者との間で、利活用事業の内容や施設の整備内容について、

協議・調整を行います。協議結果については、施設改修の実施設計の参考とします。

⑥ 使用許可開始

令和4年__月__日（__）

※市との協議に時間を要すなどの理由により、使用許可開始期間が変更となる場合があります。

12 その他

令和4年1月に提案のあった利活用案（サウンディング調査の活用アイデア）は、次のとおりです。

- ・キャンプサイトの管理・運営
- ・グランピング
- ・工場用地

13 問合せ先

御不明な点は、下記へお問い合わせください。

上越市役所 産業観光交流部 産業政策課
〒943-0832 上越市木田1丁目1番3号
電 話 025-520-5730
F A X 025-520-5852
電子メール：sangyou@city.joetsu.lg.jp

令和4年度地域活動支援事業 直江津区 審査スケジュール(案)

	委員のスケジュール	R3年度 当初募集 (実績)	R4年度 当初募集 (案)	備考
1	募集期間(事務局対応)	4/1(木) ~4/30(金)	4/1(金) ~4/28(木)	
2	提案書の受領 (委員の手元)	5/14(金)	5/13(金)	
3	地域協議会の開催 (提案書の概要説明、 公開プレゼン、質問項 目協議)	5/18(火)	5/17(火)	・公開プレゼン後、全 体協議で提案者への質 問項目を検討する。 (プレゼンでは質問は 行わない)
4	個別質問・意見票提出	5/20(木)	5/19(木)	・メール、FAX、持参
5	提案者への質問ほか (事務局対応)	質問依頼 5/21(金) 質問回答 5/27(木) 回答送付 5/31(月) (委員手元 6/1(火)頃)	質問依頼 5/20(金) 質問回答 5/26(木) 回答送付 5/30(月) (委員手元 6/1(水)頃)	
6	地域協議会の開催 (質問票回答の受領・ 確認、全体協議)	6/3(木) ・提案者からの回答を 受けて、審査する上で の疑問点等を確認	6/3(金) ・提案者からの回答を 受けて、審査する上で の疑問点等を確認	
7	採点表の提出	6/7(月)	6/8(水)	・メール、FAX、持参
8	採点集計(事務局対応)	6/9(水)	6/9(木)	
9	地域協議会の開催 (採択事業の決定)	6/10(木)	6/10(金)	

※令和3年10月から、普通郵便の土曜日配達休止、配達日数が1日程度繰り下げとなっている

なおえつ うみまちアート実行委員会 決算

(歳入)

単位：円

項目	予算	決算	比較	説明
交付金	68,000,000	58,485,727	△9,514,273	上越市交付金 58,486 千円 (財源内訳) ・地方創生推進交付金 29,243 千円 ・企業版ふるさと納税 14,300 千円 ・市一般財源 14,943 千円
協賛金	2,000,000	4,130,250	2,130,250	市内企業、個人
補助金	0	1,000,000	1,000,000	新潟県職員互助会公益事業助成金
その他	0	965	965	利息等
計	70,000,000	63,616,942	△6,383,058	

(歳出)

単位：円

項目	予算	決算	比較	説明
事業費				
作品制作・会場整備費	35,200,000	32,588,616	△2,611,384	作品制作委託、会場整備、施設賃借料等
イベント費	4,000,000	2,938,373	△1,061,627	ワークショップ、地域団体活動助成等
管理運営費	13,600,000	12,685,099	△914,901	受付スタッフ委託、巡回バス運行費、会場管理用品購入等
広報費	9,000,000	10,285,389	1,285,389	チラシ・ポスター、看板等作成、広告掲載等
事務局費				
企画運営費	3,300,000	3,300,000	0	作家渉外・事業調整業務委託
事務局運営費	3,800,000	1,104,628	△2,695,372	活動車両レンタル、事務局旅費等
雑費	1,100,000	714,837	△385,163	郵便料、消耗品、振込手数料等
計	70,000,000	63,616,942	△6,383,058	